

比建土木第 41 号

令和 3 年 5 月 21 日

道道北 5 線連絡道路、北 5 線道路（道道昇格要望箇所）に関する覚書について

突哨山運営協議会

会長 出 羽 寛 様

比布町長 村中 一徳

日頃より、突哨山及び周辺の自然・環境の保全事業等に御尽力いただきまして、大変ありがとうございます。

以前より、表記路線の改良工事を行う際の協議を重ねてきましたが、その協議内容について覚書を交わしたく、別添（案）を作成しましたので、内容を確認していただいた上で 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通保管したいと思います。

なお、道路管理者については現在の道路管理者である「比布町長 村中一徳」となりますが、道道昇格時には覚書も北海道へ引き継ぐために、工事実施時（設計含）には「北海道」に読み替えられます。

よろしくお願い致します。

担当：比布町役場建設課

課長補佐 大谷

直通：0166-85-4807

(案)

道道北5線連絡道路、北5線道路(道道昇格要望箇所)に関する覚書

突哨山運営協議会(以下「甲」という。)、比布町(以下「乙」という。)及び道路管理者(以下「丙」という。)は、道道北5線連絡道路、北5線道路(道道昇格要望箇所)に関し、次のとおり覚書を締結する。

(趣旨)

第1条 本覚書は、甲、乙及び丙が、相互に連携体制を確立することにより、道路工事の適切な施工を図ることを目的とする。

(合意事項)

第2条 本覚書に基づき、甲、乙及び丙は、次の事項を合意する。

(1) カタクリの移設

乙は、道道昇格後の道路改良工事に伴い消失する恐れのあるカタクリの群落について、現町道付近にブロック移植する。また、乙は春の繁殖期を外し、鱗茎の深さを確認後に移植し、特定外来植物が侵入しないように管理する。なお、施工期間中及び施工後において、カタクリにかかる全てに事項について乙で対応する。

(2) 法面緑化

丙は、工事区域内に特定外来植物の生育が確認された場合は、生育区域が拡散しないように可能な限り防除し被害の低減を図る。

また、丙は、現地のすき取り土を再利用するとともに、緑化部(切盛土部)には無種子吹付工法を採用し、現在の環境を回復させることが期待できる法面処理を考える。なお、施工中及び施工後の自然飛来による特定外来植物について、丙は防除しない。

(3) 側溝の形状等

甲、乙及び丙は、水生動物の移動を考えて横断水路については四角形の物を使用することや、側溝については小動物の脱出用(斜路トラフ)の設置検討を道道昇格後の道路改良工事の実施設計において環境調査の結果と照合し、現地を確認しながら設置位置や形状等を設計に反映することを考える。なお、設計業務完了後の追加等について、丙は対応しない。

(4) ロードキル対策

乙は、大型動物のロードキル対策の抜本的な対策はできないが、供用後に事故等が多いようであれば、注意標識などで乙が対応する。

(5) ノスリの営巣

甲、乙及び丙は、工事年の早春に営巣の有無の確認を行い、営巣が確認された場合には、工程や工事内容の確認を行い、付近の工事は営巣の時期を外し巣立ち後に施工することを考える。

令和3年 月 日

甲 突哨山運営協議会長 出 羽 寛

乙 比布町長 村 中 一 徳

丙 道路管理者 村 中 一 徳